

第 7 0 号議案

長岡京市保健センター設置条例の一部改正について

長岡京市保健センター設置条例（昭和 5 8 年長岡京市条例第 1 7 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

保健センターの移転に伴い、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市保健センター設置条例の一部を改正する条例

長岡京市保健センター設置条例（昭和５８年長岡京市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（名称及び位置） 第２条 センターの名称及び位置は、<u>次の</u>とおりとする。 名称 <u>長岡京市保健センター</u> 位置 <u>長岡京市開田一丁目１番１号</u> 【削る】 <u>第３条</u> 【略 条の繰上げ】	（名称及び位置） 第２条 センターの名称及び位置は<u>次の</u>とおりとする。 名称 <u>長岡京市立保健センター</u> 位置 <u>長岡京市今里北ノ町３９番地の５</u> <u>（職員）</u> <u>第３条</u> <u>センターに次の職員を置く。</u> <u>所長</u> <u>１名</u> <u>その他必要な職員</u> <u>若干名</u> <u>第４条</u> 【略】

附 則

この条例は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。